

業務瓦版

2012年 3月15日

第 12 号

J R 東海 労新幹線地本
業 務 部

「出勤遅延に対する見せしめの勤務変更」について窓口回答!

◀ 申し入れ内容 ▶

1. 東京修繕車両所における出勤遅延に対する見せしめの勤務変更強要は直ちに止めること。
2. 東京修繕車両所における、これまでの出勤遅延に対する「日勤勤務」指定等、見せしめ的に行ってきた勤務変更に対して当該社員に謝罪すること。
3. 東京修繕車両所における今回の対応について、新幹線鉄道事業本部としての見解を明らかにすること。

現場の誰もが思っている「声」に基づいた上記申し入れ『東京修繕車両所における出勤遅延した社員に対する懲罰的な勤務変更に関する申し入れ』(申 16 号)に対して会社は、2012年3月15日に「付議事項に当たらない」として協議しないことを窓口折衝の中で伝えてきました。組合側の質問に対して会社は、ひたすら“問題ない”とくり返すのみでした。

新幹線地本はこれに対して、あらためて「重複した処分・仕打ちはやめること！」を強く主張しました。主なやりとりは以下の通りです。

見せしめはやめろ!

「見せしめとは思わない」「就業規則に基づき問題ない」

会社：申 16 号については、付議事項に当たらないため協議の場を持つ考えはない。考え方としては、何が見せしめなのかわからないが、勤務は会社が就業規則等に基づいて指定するもの。業務上必要なら変更することもあるということ。何か特別な作業を、みんなの前でやって貰うとかそういうものではないし、見せしめとは全然思っていない。

組合：それが幹鉄事としての見解ということか。

会社：そうだ。

組合：見せしめとは、色んな掲示を大きく貼り出すとか、勤務変更をしていることだ。

今回の勤務変更は業務の都合上とどう関係があるのか。

会社：就業規則に基づいて行っているものである。

規則正しい生活と業務上の都合は関係ない！

「見解の違い」「会社はそうは思わない」

組合：業務上とは思えないのだが。

会社：それは貴側の見解であり我々はそうは思っていない。

組合：所長は「規則正しい生活をして貰うために勤務変更する」という説明をしているようだが。

会社：目的としてそういうのもあるのかもしれない。

組合：業務上の都合と、かけ離れたものだと思うが。

会社：それは貴側の見解だと思う。

組合：これまでの遅刻者への対応について幹鉄事としてどう思うのか。

会社：就業規則に基づいてやってきた事であると思っている。

組合：今後も継続されても問題ないと思うのか。

会社：就業規則に基づくものであれば問題ない。

東修両は幹鉄事で問題視されているのか？

「分からない」「答えるつもりはない」

組合：所長は掲示の中で「東修両の出勤遅延は幹鉄事の足を引っ張っている」と表現しているが、それについてどう思うのか。

会社：そういう掲示は知らない。

組合：知らない？そのように書いてあるが、幹鉄事として東修両は問題だという認識なのか。

会社：分からない。

組合：これ以上答えるつもりはないということか。

会社：そうだ。

組合：改めて出勤遅延に対する重複した処分・仕打ちはやめる事。

会社：懲罰ではない。

組合：対立である。

以 上

安全で明るく働きやすい職場をつくるため声を出そう！

*私たち新幹線地本は職場の組合員・社員の声をもとに、安全で働きやすい労働条件および職場環境の改善に向けて、今後も会社に申し入れを行い問題解決に向け協議していきます。問題点や要望事項等があればJR 東海労新幹線地本までお知らせ下さい。